



## 利尻富士町休業協力・感染リスク低減支援金事業実施概要

### 《趣旨》

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、北海道における緊急事態措置を受けて店舗の休業や営業時間の短縮、感染リスクの低減など自主的な取り組みを行う事業者を対象に支援金を支給します。

### 《支給額》

	対象	道の給 付金額	町上乗せ 給付金額	合計 給付金額
①	・北海道知事が休止を要請する施設を営む法人 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む法人	30万円	対象外	
②	・北海道知事が休止を要請する施設を営む個人事業主 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業主	20万円	10万円	30万円
③	・(従来から19時以降の)酒類の提供がある飲食店で、19時以降の酒類の提供を取り止めた事業者	10万円	20万円	
④	・酒類の提供が無い又は従前より19時以前まで酒類提供を行っている飲食店で営業の休止、営業時間の短縮など感染症防止対策を実施した事業者	対象外	15万円	15万円

### 《申請から給付の流れ》

- ・①～③に該当する事業者は、北海道に申請します。
- ・②～③の事業者には北海道の給付決定データを基に町から追加で支援金を支給致します。
- ・④に該当する事業者は町へ申請します。(支給日は①～③支給後となります。)

### ※④に該当する事業者について

利尻富士町では北海道の支援金の対象とならない食事提供施設(飲食店・料理店・喫茶店等)においても休業や営業時間の短縮など感染症予防対策の協力を行っていただく事業者を対象に町独自で支援金を支給致します。4月25日～5月6日の期間中、以下の取り組みを行った場合は支給対象となります。(なお、休業等の要請期間が延長された場合、当該要請期間が終了するまで継続いただきます。) ※5月4日の措置により、休業等を協力いただく期間を、4月25日～5月15日までに延長します。

【感染症予防対策】次の(1)、(2)の取組を行う事業者

(1) 休業・営業時間の短縮等(一つ以上実施)	(2) 感染リスクの低減の取組(一つ以上実施)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・休業</li> <li>・夜間営業の自粛</li> <li>・営業時間の短縮</li> <li>・イートインの中止</li> <li>・店舗内の座席レイアウト変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3密(密閉・密集・密接)の防止</li> <li>・換気や行列間隔の工夫</li> <li>・飛沫感染、接触感染の工夫(マスク着用など)</li> <li>・その他感染リスク低減の工夫(手指消毒剤の設置など)</li> </ul>

### ≪申請受付期間≫

・北海道の申請受付期間と同様とします。（北海道では道議会の議決後速やかに受付申請を始める予定です。）※申請期限は、7月31日（金）までとなっています。

### ≪申請方法≫

- ・①～③は北海道が決定した申請方法により行うこととし、④については原則郵送による受付とします。
- ・④該当の事業者は下記電話番号に連絡いただきましたら申請書類一式を郵送いたします。  
※連絡先電話番号 役場産業振興課 82-1111（担当：関・吉田）

### ≪申請に必要な書類≫

- ・①～③は北海道決定した申請書類により行うこととし、④についても北海道と同様の申請書類により行うことを予定しております。

### ※注意事項

- ・新型コロナウイルス感染症の影響と関係なく、その以前から休業していた事業者は今回の支援金の対象となりません。
- ・北海道が休業要請等の対象としている施設等は北海道のホームページにより確認して下さい。（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/kyuugyouousei.html>）
- ・この支援金の予算執行については議会の議決が条件となります。

問合せ先

利尻富士町産業振興課商工観光係 担当：関・吉田

TEL0163-82-1111 FAX0163-82-1373